

令和3年第4回土別市議会定例会会議録（第3号）

令和3年12月15日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 2時09分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	中山義隆君
	3番	苔口千笑君	4番	真保誠君
	5番	奥山かおり君	6番	西川剛君
	7番	十河剛志君	8番	佐藤正君
	9番	谷守君	10番	村上緑一君
	11番	丹正臣君	12番	国忠崇史君
	13番	喜多武彦君	14番	大西陽君
	15番	谷口隆徳君	16番	山居忠彰君
議長	17番	遠山昭二君		

出席説明員

市長	渡辺英次君	副市長	法邑和浩君
総務部長	中舘佳嗣君	市民自治部長	藪中晃宏君
健康福祉部長	田中寿幸君	経済部長	鴻野弘志君
建設水道部長	千葉靖紀君		

教育委員会 教育委員長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	三上正洋君
----------------	-------	-----------------	-------

病院 副管 事理 業者	三好信之君	経営管理部長	東川晃宏君
----------------------	-------	--------	-------

監 査 委 員	浅 利 知 充 君	監 査 委 員 長	岡 崎 忠 幸 君
---------	-----------	-----------	-----------

事務局出席者

議 会 事 務 局 長	穴 田 義 文 君	議 会 事 務 局 長	岡 崎 浩 章 君
議 会 事 務 局 主 査	中 井 聖 子 君	議 会 事 務 局 主 査	駒 井 靖 亮 君

(午前10時00分開議)

○議長（遠山昭二君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（遠山昭二君） ここで事務局長より諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（穴田義文君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（遠山昭二君） ここで副議長と交代いたします。

○副議長（井上久嗣君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

3番 苔口千笑議員。

○3番（苔口千笑君）（登壇） 本日は早くから傍聴の方もたくさんお見えになっております。本当にうれしく思っております。ありがとうございます。本当に傍聴の方がお見えになりますと緊張しますけれども、いい刺激をいただきますし、頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

1つ目は、地域通貨としてのサフォークポイントの活用拡大策について取り上げたいと思います。

市長の重要施策として挙げられております、市内経済を循環させる仕組みづくりの一つの方策とされております地域通貨であります。サフォークポイントの活用をもって構築されていきますことは、インフラコスト面からも現状に即した選択をされているものと考えております。サフォークポイントが地域通貨として、多くの市民に利用されて定着し、地域内循環によって地域経済の活性化へとつながることを期待いたしまして、それらに向けてのサフォークポイントの活用拡大策について伺います。

初めに、行政ポイント拡大への考え方について伺います。

近年、改めて地域通貨を導入する自治体が増えてまいりましたが、官民協働の取組として地域通貨に行政ポイントを付与している自治体を多く見受けられるようになりました。行政が行う各種事業への参加やサービスの利用に対し行政ポイントを付与することは、市の行政予算を地域内で循環させるほか行政の取組に対する市民の参加を促すことにもつながるからだと思います。

他市の事例を申し上げますと、根室では商店連合会が主体のねむろポイントカードがあり、市が行う事業への参加やサービスの利用で根室市行政ポイントが付与されますが、付与の対象事業は多岐にわたり子育て支援や健康管理・保持、防災啓発等、10項目計48事業から構成され

ておりました。いずれのポイントもねむろポイントカードの加盟店で買物に利用できたり、子供たちの部活動や少年団活動に対し教育支援という形で寄附が行えたりもするそうです。

東川ユニバーサルカードを運営している東川町商工会は、利用が鈍化していた従来のポイントカードを廃止し、ICカードによるポイントカードを導入しましたが、新たなポイントカードの導入時にまちじゅうどこでも使えるように加盟店数を最大化することが重要であるという指針が導き出された経緯があると聞いております。買物だけでなく建設会社との成約時、また、金融機関来店など等あらゆる業種で活用できるポイントとしたことや行政サービスへの参加に対してポイントを付与する機能を盛り込んだことで、導入1年以内で町民の過半数が利用する地域通貨へと発展しております。これらの背景には、行政と事業者がまち全体の価値を高めるための協議を重ねた経緯があるそうで、官民連携が大きな成果を生んだ好事例と言えるかと思えます。

サフォークポイントにおける本市の行政ポイントには子育て支援パスポート事業がありますが、次年度以降は行政ポイントを付与する事業を増やしていくお考えはあるのでしょうか。年代によって参加もしくは利用する行政サービスは異なりますので、いかような年代に対してもポイント付与につながる行政ポイントの仕組みを構築していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

次に、地域通貨としてのサフォークポイントの市の活用の考え方について伺います。

地域通貨に対して行政は、ポイントの付与だけでなく様々な活用策があつてよいものと考えます。例えば次年度に向けた新たな助成制度として構築されております住宅新築・住宅改修助成事業に対しては、住宅補助のうち一部をサフォークポイントで出すということも可能ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

最後に、加盟店拡大への支援策について伺います。

サフォークポイントが地域通貨として多くの市民に利用され、定着し、地域内循環によって地域経済の活性化へとつながっていくためには、市民の様々なニーズに対応できるようサフォークポイントが利用できる場所が増えることが重要であり、そのためにはサフォークポイントの加盟店を増やしていく必要があります。地域経済への循環をスタンプシールという仕組みで早くから取り入れられていた本市の商店街組合でありますサフォークスタンプ協同組合は、従来のポイントシールがカード化されたことによって加盟店数が増加傾向にあるそうですので、さらなる加盟店数拡大に向けて行政としても何らかの支援策が必要であると考えますが、いかがでしょうか。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 苔口議員の御質問にお答えいたします。

初めに、行政ポイント拡大への考え方についてです。

これまでのサフォークスタンプをポイントカード化するに当たり、サフォークスタンプ協同組合と市担当部局により先進地の視察を行い、その際のお話では、ポイントカード化の成功に

については行政連携ができるかが重要であるとのことであります。まずは一人でも多くのカード所有者を増やす取組として行政ポイントは有効であると考えます。また、子育て世代の利用状況では、36歳から45歳の利用が多くなっており、幅広い世代で利用していただくためにも行政ポイントの拡大は望まれていると考えているところですが、本年度からの財政健全化実行計画に鑑み、多様な行政ポイントを増やすという新たな取組を進めるため、今後の財政状況など総合的に勘案していく必要があると考えています。

次に、住宅新築・改修助成事業の一部にサフォークポイントを活用することについてです。

昨日の答弁やさきの定例会での所信表明でお話ししたとおり、資金を地域内で循環させる仕組みの一つとして、地域通貨の活用が重要と考えております。サフォークポイントなどを地域限定の擬似的通貨にすることによって、例えば市からの助成金を市内で循環させることは可能になると考えています。しかしながら、住宅新築・改修事業の助成金にサフォークポイントを活用する仕組みについては、これまでの事業経過などを踏まえ、どのような手法が取れるのかなど、次年度の予算編成に向けて協議をしているところです。

次に、さらなる加盟店の拡大に向けての支援策についてです。

サフォークスタンプのカード化によりサフォークポイントが今後、地域通貨としての役割を担っていくためには、行政ポイントの拡大などによりカード所有者を増やしつつ利便性を向上させることが必要と考えます。また、地域通貨として多くの市民に利用していただくためには、加盟店が増え日常の買物で利用できることにより地域通貨としての機能が発揮できるものと考えています。そのためには、未加入の事業者が魅力を感じることができる施策の立案など間接的な支援も必要と考えますが、加盟店の拡大に必要な支援策についてはサフォークスタンプ協同組合と連携することにより支援の在り方を検討してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君）（登壇） 地域通貨、そしてサフォークポイントといったことは、これからのお話になるかと思いますので、ぜひ今後の在り方に期待いたしまして、2つ目の質問に移りたいと思います。

2つ目は、就学援助事業のあり方について伺います。

先日の第3回定例会で示されました所信表明には、学力向上への支援と魅力ある学校づくりの項目に、学校教育においては、家庭の経済状況によって子供たちの学びに格差や不利益を生じさせないよう必要な支援に努めるとともに、学力向上のための環境づくりを進めるとありました。この項目に関します喜多議員の質問に対しまして教育長からは、基本となるのが就学援助事業であるとの答弁がありましたことから、就学援助事業は所得格差によらない子供たちの学力向上に向けた重要施策であると考えますので、幾つか質問をいたします。

まずは制度設計と運用について伺います。

予算組みの際におけます児童数の見込みについて、小学生と中学生、いずれもこの見込みの

根拠というのは前年の実績から算出されていると伺っておりますが、それは果たして実態に即している数値なのでしょうか。今回は令和2年度決算審査で取り上げました際とは異なる視点での質問として伺っております。後に触れますが、実態に即した見込み数というのは検証時に必要になると考えますので、この質問をさせていただいております。

要旨としましては、この就学援助事業というのは、非常に福祉的な観点が強い事業であると考えておりますので、そういった面で必要とされている児童に、御家庭に正しくこの事業が行き渡っているのかということをしかりお伝えさせていただきたいと思っております。

就学援助事業は要保護世帯と準要保護世帯がその基準の対象となっておりますが、準要保護世帯の事前把握というのは申請をいただいてからの段階になりますので、確かに困難であると思われま。しかしながら、要保護世帯というのは生活保護世帯を基準としておりますので、税務課である程度の目安は出せるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

本市において就学援助を必要とする児童数について、おおよその実態を把握しておくことが必要と考えておまして、先ほども申し上げましたが、これは事業の検証の際に必要なってくる数値であると考えております。決算で示された実績においての検証方法につきましては、どのような方法に基づいて検証がなされているのでしょうか。そして、その検証結果をどのように捉えているのでしょうか。本事業が必要とされている児童へ適切に行き届いているかどうかという検証は、実績が適切か否かを考察して考えていくべきではないでしょうか。

令和2年度、生活保護基準の制度改定がございました。この制度改定に伴いまして就学援助事業の準保護世帯の認定の目安も改定となっております。基準が引き上げられましたために就学援助を受けることができなくなった世帯が一定数生じたものと思われまけれども、どのくらいの世帯数がこの制度から外れたかということは把握されていらっしゃるのでしょうか。就学援助を受けることができなくなったという、その影響をどう捉えているのでしょうか。そして、今後も生活保護基準の改定に伴い、同様にこの就学援助の基準も引き上げていくのでしょうか。

所信にありましたとおり、子供たちの学びに格差や不利益を生じさせないよう必要な支援が就学援助事業であるとするならば、生活保護基準に準じて就学援助の所得基準を引き上げる必要がそもそもあるのでしょうか。現行の就学援助事業の認定の目安となる世帯収入額は妥当なのでしょうか。妥当とするのであれば、その根拠もお示しいただきたいと思います。

所得格差によらない子供たちの学力向上に向け、本事業の本市の独自の采配を求めまして、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 三上生涯学習部長。

○生涯学習部長（三上正洋君）（登壇） 私から、就学援助事業の在り方について、お答えいたします。

初めに、予算の積算についてです。

予算要求に当たっては、現年度の決算見込みや前年度の決算状況などを勘案した上で、次年

度の対象者見込みを積算し予算化しています。限られた財源を適正かつ効率的に活用するため、予算の計上に当たっては、より高い精度での積算が求められる一方で、本事業においては、困窮している家庭があれば遅滞なく支援をする必要があり、積算時とは異なる状況が発生し得る中で申請件数の増加にも対応できる予算としております。こうした中で、結果的に予算額と決算額に乖離が生じる場合もあり、年度末において減額補正を行っているところです。

そこで就学援助の対象者をさらに詳細に把握し、実態に即した見込みにするとともに、事業の検証にも活用すべきではとの御提言についてです。

就学援助の対象は、生活保護法に規定する要保護者に加え、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる方、いわゆる準要保護者のほか教育長が特に援助する必要があると認める方についても対象としています。このうち準要保護者の認定要件は、市民税が非課税の場合、国民健康保険料が減免されている場合、児童扶養手当を受給している場合などのほか、世帯の収入額が生活保護基準の1.3倍以下の額である場合としています。

就学援助の対象者数については、認定要件ごとの把握は可能ですが、実際には同一人物が複数の要件に該当する場合もあることから、これらを整理して対象者数の実態を把握する必要があります。そのためには全ての認定要件の確認に係る個人情報を一元的に把握する必要がありますが、現状においてはそのような取扱いにはならない状況であります。

また、仮に個人情報を収集・利用し、予算要求時点で対象者の実態を把握できたとしても、社会情勢や家庭環境の変化による世帯収入の増減や家族構成の変化、年度途中での転居など不確定要素も多く、予算執行時点でどのように状況が変化しているかの予測は難しいものと考えております。

こうしたことから、現時点では新たな形で個人情報の収集・利用を行うことなく、決算の状況や新年度の就学見込みを基に事業を検証し、さらには社会情勢等も踏まえ対象項目の追加や算出基礎額の見直しなどを行う中で、引き続き適正な制度運用に努めていく考えです。

また、制度の周知等に関わっては、入学時や在学時のプリント配付のほか市のホームページへの掲載、転入者に対する窓口説明など、機会あるごとに制度周知に努めているところであり、認定後においても在籍校が必要経費を取りまとめる中で漏れなく支給しているところです。中には制度の対象となるにもかかわらず、あえて申請をしない方などみらっしゃる中で、周知や支援が行き届いているかを把握、検証することは難しいところですが、今後も引き続き分かりやすい制度案内に努めてまいります。

最後に、令和2年度の制度改正の影響についてです。

元年度までの生活保護基準の適用については、平成25年に生活保護基準が見直された際に国が示した基本方針の下、全庁的に改正前の基準を適用することにより市民への影響が及ばないような取扱いとしていました。しかし、生活保護基準は社会情勢等の変化の中で常に見直されており、古い基準を参照することが時に適当でない場合もあり、他の生活保護基準を準用する制度との均衡も踏まえつつ、2年度に制度改正してきました。

新基準の適用により影響を受ける世帯について、元年度の認定世帯数132世帯に当てはめて確認したところ、市民税非課税等の要件による認定世帯を除き、世帯収入をもって認定した世帯56世帯に対しては3世帯が対象外となりました。一方で、2年度の制度改正に合わせて世帯収入の算出に係る所得控除の適用を勤労者控除とすることや算出基準額に母子加算を追加することによって、これまで対象とならなかった方にも支援が行き届くようになったところです。

また、準要保護者の認定の目安とする世帯収入額について、現在は生活保護基準の1.3倍の額を算出基準基礎額としております。額の設定は自治体の裁量によるところでもあり、自治体規模や財政状況などが異なる中で基準をどのように設定するかは極めて難しいところですが、道内35市においても22市が本市と同様の基準であり、現状においては妥当であると考えております。

生活保護制度における5年ごとの定期的な検証、見直しへの対応について、これを準用する他の制度においては、それぞれの制度の趣旨や目的、実態等を考慮しながら判断することが基本と考えます。就学援助制度においても、支援を必要とする児童・生徒の学びの保障を基本とする中で、社会情勢や他の制度との均衡等を踏まえながら、また、大きな影響が想定された場合には激変緩和措置等も講じながら適切な見直しと運用に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁とします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君） 再質問をさせていただきます。

もう一度、改めての確認になるんですけども、現在のこの制度の実績は妥当であるとの認識でいるということでありましたけれども、私の中では、その妥当だと思われる根拠といえますか判断というもののその根拠が、今の御説明からはよく分からなかったもので、もう一度、この就学援助制度というものを教育委員会としてはどう捉えていて、何をもってして今の制度が妥当と考えているのかということをもう少しといえますか、いま一度御説明いただいていますか。

○副議長（井上久嗣君） 三上部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほどお答えさせていただきました部分で、この就学援助の基準についての根拠、さらに詳しくという形、あと、それが妥当なのかどうなのかという御質問かというところでございます。

この就学援助につきましては、先ほども申し上げましたとおり、様々な国の制度に加えて、議員のほうからも質問のありました、それぞれ市の分でもある程度、運用という形です。ある程度社会情勢も踏まえてという、先ほど答弁をさせていただきましたが、それについては、今の社会情勢の中では教育委員会としては妥当という形で考えております。

また、その根拠としましても、最後のほうにお話がありましたとおり、所得格差によらない子供たちの学力向上、それについては私たちも現場のほうに耳を傾けながら、この就学援助については、制度設計の改編等を進めてきているという形で今も動いておりますので、その辺も

含めて御承知をいただきたいと思っております。

○副議長（井上久嗣君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君） 再々質問をさせていただきます。

どうも私がお話をさせていただきかかった趣旨と少しかみ合っていなかったのかなというのが、私もうまくお伝えできなかったのが非常に残念だなと思っているんですけども。大前提としまして、今、就学援助を受けている児童数というのが、本来この事業を受ける権利を持っているといいますか、受ける対象になっている人が受けているのはもちろんなんですけれども、今この事業を受けていない世帯、児童の中にも、もしかしたら何がしかの行き違いですとか、もちろん御本人が辞退されてというケースがゼロとは言いませんけれども、もしかしたら受容できる世帯児童が受容できていない可能性も、当然ながらあるかもしれないということを踏まえて、そこも適切に、もしそういう方がいるならば、何がハードルになっているのだろうかとか、そういうことを含めて、これが本当にしっかり正しく行き渡るためのというのが、冒頭に申し上げました福祉の視点で考えるということになると思うんです。

確かに制度設計においてですとか、国の基準ですとか、いろいろあるのはもちろん私も承知しておりますけれども、今が、福祉においてはこれでいいと思うこと自体が、私は実はもう少しそこに疑問の目を向けながら考えていただく必要があると思っています。今の現状が適切だと思うことに福祉の視点という点からは少し外れているのではないかと考えていますのと、本当に正しく子供たちにこの制度が行き渡っているのかということも疑問を持ちながら、考えていただけないでしょうか。

○副議長（井上久嗣君） 三上部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） 再々質問にお答えします。

再々質問の中でお話のありました、今の現状の制度が本当に必要な人に行き渡っているのかという御質問と承りました。

今、教育委員会としましては、当然、福祉的な視点も持ちながら、もう一つの視点としましては、教育格差がないような形の視点を持ってこの制度運用に当たっているところです。その部分でいけば、先ほども申し上げましたとおり、この制度の周知については、繰り返しになりますが、就学前ですとか就学後についても、また、いろいろな状況の把握を含めてそれぞれ、当然、学校に在籍するということも含めて、いろんな情報を収集しながらこの制度運用に努めているところです。そういったところからいけば、もしかすれば、先ほど私のほうで申し上げましたとおり、望んで受けない方もいらっしゃるかもしれませんが、実際に本当は受けるべきところの方がいらっしゃるのかもしれませんが、そのところについては、先ほどの繰り返しの答弁になりますが、丁寧な周知、また、今このコロナ禍の中でいろいろな家庭状況の変化等々もあろうかと思えます。そういったことも含めて私たちのほうも、そういった家庭環境も注視しながら、この事業の制度を周知し、おっしゃられるような形で一人も漏れないような形で進めていきたいと考えております。

○副議長（井上久嗣君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君）（登壇） 最後の質問にまいります。

3つ目は、私が1期目で行いました一般質問の中から4項目について、その後についてを伺いたいと思います。

1つ目は、平成30年第3回定例会で取り上げました置き勉を認める動きを進めるに当たってのその後について伺います。

置き勉とは、児童・生徒が教科書等の勉強道具を学校に置いて帰ることを意味する言葉ですが、取り上げた当時は通学かばんが重過ぎるとのことで、生徒・児童の発達に悪影響を及ぼすのではないかという観点から全国に大きく関心が寄せられていた事案でもございました。文科省からも置き勉に向けて何らかの指針が出るやの報道もありまして、その後大きく期待を寄せておりましたが、年明け以降のコロナで学校生活も一変した要因もあるかと思われませんが、すっかり忘れ去られたかのように置き勉という言葉自体も耳にしなくなってきております。かつてとはさま変わりしました新たな日常であっても、児童・生徒がかばんを背負って通学することには何ら変わりはなく、引き続き注視していきたい課題であると考えております。

そこで、平成30年第3回定例会で取り上げましたその後の各学校の状況をお知らせください。

また、この間に教科書改訂も挟んでいることと思いますので、教科書改訂が何らかの影響を及ぼしたか否かについてもお知らせいただきたいと思えます。

そして、今現在、教育委員会として、各学校として、どういった認識でいるのかということも併せてお聞かせ願います。

2つ目は、平成30年第4回定例会で取り上げました産後ケア事業について伺います。

産後間もない母子への支援強化の観点から実施の努力義務が規定された産後ケア事業ですが、増加傾向にあると言われております産後鬱の予防や適切な支援を助産師などの専門職が行う心強い取組として、本市においても平成31年度から新規事業として開始されましたことを大変うれしく思っております。

事業開始以降、制度内容も拡大され、一層の支援体制が図られているやに伺っておりますが、こういった制度は当事者にだけ、もしくは当事者になってから伝わればいいものではなくて、子育て支援の一環として、こういった制度があるよということが幅広く多くの市民に伝わっていることが全体の利につながるものと考えております。

改めて、産後ケア事業の現在の概要について、事業開始から現在に至る過程や拡大の経緯、他市町村との比較も含めてお知らせ願います。

また、コロナ禍による影響があったか否か。あったのであれば、どういった影響であったかもお聞かせ願います。

次に、出産絡みという観点から本市の妊婦と産院の関係についても伺いたいと思います。

本市産院で出産がかなわなくなりましたのは平成16年からと記憶しておりますが、それ以降、本市の妊婦は他市での出産を余儀なくされております。多くの方が名寄もしくは旭川の産院へ

通われているものと思われませんが、今年に入りましてから、その名を多く耳にする機会がありました旭川の産院が閉院となっております。これまでも多くの市民がその産院で出産されておりますことから驚くと同時に、その影響についても懸念をしております。コロナ禍によって産院の受入れ状況が問題とされましたことは、まだまだ記憶に新しいことと思いますし、他市の産院であるとはいえ本市の妊産婦にも非常に大きく関係する事柄であると思われま

旭川の産院の状況というものを、本市ではどの程度把握されているのでしょうか。

また、本市の妊婦に何らかの支障を来すような何がしかは起きていないのでしょうか。万全な出産体制があつての受診であり、人口という課題に密接に関わる事象でありますことから、現状と課題、それに対して、本市はどのように関わることができるのかについて、具体的にお知らせ願います。

3つ目は、令和2年第2回定例会で取り上げました森林整備促進事業について伺います。

森林経営管理法に基づく意向調査が令和2年に行われ、先日の令和2年度決算でその調査結果が出てまいりました。意向調査の対象者は一定期間以上、間伐などの森林整備の記録がない408人が所有する森林のうち航空写真を参考に、間伐が必要と思われる人工林から抽出された285名で、回答があったのは、うち122名、未回答が163名とのことでした。

本調査は、間伐が必要と思われる森林所有者に対しての意向調査でありますことから、未回答163名に対してどうされるお考えなのかということをもまずは伺いたと思います。未回答には、未返信だけではなく宛所不明も含めての数字であるとのことでもありますから、未回答の要因につきましても内訳をお聞かせ願います。

いずれにしましても、その要因ごとにどういった対応をされていくのかについてのお考えをお聞かせください。

また、こういった意向調査は今後も継続されていくものと思われま

し、調査結果にありましたように、森林を手放したいと考えている所有者が一定数おられるということも課題としていかなければならない案件であると思っております。森林管理全般において、本市としてはどのように関与していくのかについてのお考えを改めてお聞かせいただきたいと思

最後に、本年の大綱質疑で取り上げました、コロナ禍における市民生活の実態調査について伺います。

こちらにつきましては、端的に、その後どういった調査を行ったのか。そして、その結果について、さらには、その結果をどう捉えているのかについてを伺いた

以上をもちまして質問を終わります。 (降壇)

○副議長 (井上久嗣君) 田中健康福祉部長。

○健康福祉部長 (田中寿幸君) (登壇) ただいまの御質問にお答えします。

最初に、私から、産後ケア事業及びコロナ禍における市民生活の実態調査について答弁申し上げ、森林整備促進事業については経済部長から、置き勉については教育委員会から答弁申し上げます。

本市の産後ケア事業につきましては、平成31年4月に市内に住所を有する産後4か月未満のお母さんとお子さんに対し、助産師が御自宅に訪問し、母の身体や心の相談、育児の仕方や授乳管理などに関する相談に応じる、いわゆる訪問型事業を対象に開始いたしました。その後、令和2年4月からは、お母さんが助産院に出向いてサービスを受ける来所型事業についても適用となるよう範囲を広げ、さらに本年4月からは対象者を産後1年未満のお母さんとお子さんに広げています。

具体的な内容としては、お一人につき3回まで利用が可能で、1回につき2時間までの利用となります。利用料につきましては1回につき1,000円で、生活保護世帯については利用料を免除しています。

産後ケア事業につきましては、母子手帳の交付時をはじめ妊婦との面談時に事業内容について詳しく説明するとともに積極的な利用を呼びかけており、これまでの利用状況は、令和元年度が産婦83人に対して利用者15人で、利用率18.1%。2年度が産婦71人に対して利用者17人で、利用率23.9%。今年度は12月10日時点で、産婦52人に対して利用者15人で、利用率28.8%と、利用状況は年々増加傾向にあります。

また、他市町村との比較についてですが、近隣については契約先の助産師が同じこともあり、サービス内容、自己負担額はほぼ同様となっています。利用回数については、5回以上としている市町村もございますが、助産師からは、ほぼ全てのケースで3回以内の利用で悩みが解決しているとのお話もいただいております、実際の利用状況についても、これまでの平均で1人当たり1.8回であることから、今後、利用回数に関する分析を行ってまいります。

次に、コロナ禍による影響についてです。

産後ケア事業を委託する各助産院では感染予防対策の徹底を図りつつ、この間、休止することなく事業を継続しています。また、利用者に対しても、産後ケアは不要不急に当たらないことを説明し、積極的な利用を呼びかけており、実際に利用状況も増加していることからコロナ禍の影響は限定的であったものと考えています。

次に、旭川市の産院に関する状況の把握等についてです。

旭川市の産院については、保健福祉センターで妊産婦健康診査の実施状況や産後ケア事業の受入れ状況等も含め把握しています。また、各産院に対して、本市が実施している特定不妊・不育症治療費助成制度や産後ケア事業に関するリーフレットを配架させていただき、制度の周知等を図っています。

苔口議員の御質問にありました産院につきましては本市からの利用者も多く、令和元年度には4人、2年度には6人、今年度も1人の方が当該産院で出産しており、閉院となった時点でお一人の方が利用していましたが、転院先の紹介もさせていただき、特に支障を来すことはなかったと伺っています。

本市で出産ができない状況については課題も多く、なかなか解消には至りませんが、保健福祉センターと子育て支援センターゆらが子育て包括支援センターとしての役割をしっかりと担

い、マタニティスクールや地区担当保健師による新生児訪問などを通じて、妊娠期から出産、子育て期にわたり切れ目のない支援を行うことで、お母さんが安心して出産、子育てができる環境づくりに引き続き努めてまいります。

次に、コロナ禍における市民生活の実態調査についてです。

コロナ禍における市民生活での困り事などを把握するため、子どもの権利に関するアンケートに調査項目を追加したほか、75歳以上で構成される世帯に対する高齢者実態調査での聞き取りや民生委員・児童委員に対するアンケート調査を実施しました。子どもの権利に関するアンケート調査は、中学校2年生、高校2年生とその保護者、小学校5年生の保護者725人を対象に本年8月に実施し、コロナ禍での社会生活や学校生活、経済的な困り事や情報源、相談先等についてお聞きしました。

その結果、社会生活や学校生活での困り事では、外出できない、感染が心配と回答された方が約6割を占めており、緊急事態宣言下での外出自粛要請による部活動や大会等の中止、夏の感染拡大などが影響したものと思われます。また、経済的な困り事では、収入が減少し生活に困窮していると回答された方は1割未満であり、情報源、相談先等については、家族・親戚が約5割で最も多く、知人・友人が約3割となっています。一方で、約3割の方が困り事はないと回答されたところです。

7月から10月までの間で実施した高齢者実態調査では、コロナ禍における困り事のほかワクチン接種の状況などを地域担当職員が聞き取りをいたしました。調査の結果、困り事はほぼなかったところですが、外出ができないことで寂しさを感じているといったお話をされている方がおられました。

10月には各民生委員・児童委員に担当地区住民のコロナ禍における経済面や生活での困り事のアンケート調査を実施いたしました。その結果、自分や親族の感染や外出しないことによる体力の低下を心配されている世帯が多く、生活に困窮しているという世帯も数件ありましたが、必要な方には相談機関につなげているとのことでありました。また、回答された民生委員・児童委員のうちの約4割が困り事などがある世帯は特にないという回答でありました。

このような調査結果から、感染の心配はされていたものの、総じて困り事は少なかったものと捉えています。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○副議長（井上久嗣君） 鴻野経済部長。

○経済部長（鴻野弘志君）（登壇） 私から、森林整備促進事業についてお答えします。

森林所有者意向調査のうち未回答者163人に対する今後の対応については、所有者意向が把握できるよう、手法を検討し、引き続き調査してまいります。

なお、本年度の再調査により意向を確認できた方は17人で、現在の未回答者は146人となっております。

また、未回答の要因内訳については、調査票の返信があったものの今後における山林管理の

意向について回答がなかった方が11人、調査票自体の返信がなかった方が49人、宛所不明の方が86人となっております。

これら未回答の方への対応については、今後の山林管理の意向についての回答がなかった方、並びに調査票の返信がなかった方に対しては、改めての文書送付や電話、あるいは訪問等により直接お話をすることで意向確認を進めます。また、宛所不明の方については関係機関への照会等により所在の把握に努めます。

次に、森林管理全般においての本市としての関与についてであります。私有林の整備促進を図るためには森林所有者の同意が前提となります。このため森林全体の管理の面からも所有者の所在確認は重要であり、森林所有者の把握に努めるとともに適切な森林管理の理解を深めていただけるよう丁寧な説明を心がけ、広大な面積有する本市の森林整備を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 三上部長。

○生涯学習部長（三上正洋君）（登壇） 私から、児童・生徒の携行品に係る配慮についてお答えいたします。

通学時の学習用具の取扱いについては、全国的にその現状が問題視され、平成30年第3回定例会での答弁後、間もなく、文部科学省から児童生徒の携行品に係る配慮についての事務連絡が通知されました。その内容は、学習用具の重さによっては児童・生徒の体の健やかな発達に影響が生じかねないとの懸念や保護者等からの配慮を求める声に応じて、携行品の工夫例などが示されたほか、必要に応じ適切な配慮を講じるよう各学校に周知するよう指示されたものであり、本市においても速やかに全ての学校に通知したところです。

その後、新型コロナウイルスの感染が拡大し、学校は臨時休業を余儀なくされましたが、その間は家庭学習を行ったため必要な教科書等を自宅に持ち帰ることとなりました。学校が再開してからは、休業前と同様に教育課程に基づき授業や家庭学習等での使用状況を踏まえつつ、全ての小・中学校で学習用具の一部を教室のロッカーなどに置いて下校することを認めており、具体的に置いていってよい学習用具を教室に提示したり、プリントを配付して周知したりするなど、児童・生徒の荷物を軽くするよう配慮しています。

次に、教科書の改訂についてお尋ねがありました。使用していた教科書は文字サイズの拡大による大判化、カラーページやイラストの増加など分かりやすさとともに、より大きく見やすくとの流れが加速し、厚手のコート紙を使用した表紙などの装丁も相まって、学習用具の重量増加の一因となってきたものと捉えています。

こうした中、今回改訂された教科書は学習用具の重さが社会的な問題となったことを受け、多くの出版社において教科書を上下巻とする分冊化や以前よりも軽い紙を使用するなどの工夫がなされ、結果的に教科書のページ数が増加しているにもかかわらず重量自体は軽くなっていることなど改善が図られています。これらの教科書は本市でも、小学校では令和2年度から、中学校では今年度から使用しています。

児童が自分の体に合わない重さや大きさのランドセルを背負ったまま長時間通学することによって心身に不調が生じることもあり、ランドセル症候群というような表現もされていますが、ある企業の調査によると、小学生の3人に1人がこの状況に該当しているとの結果も発表されています。本市教育委員会としては、児童のみならず生徒についても同様な事態にあることが想定されることから、可能な限り児童・生徒の通学時の身体的負担の軽減に配慮することが必要と考えていますので、引き続き各学校と連携し、児童・生徒の実情を踏まえるとともに学校設備の整備などに取り組んでまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 荅口議員。

○3番（荅口千笑君） 再質問をさせていただきます。

4項目についてそれぞれ回答をいただきました。すごくその後といったことを対応していただけいたことをうれしく思っています。

それを踏まえてなんですけれども、まずは御答弁いただいた田中部長から順に再確認をさせていただきたいと思います。

市民生活の実態調査についてということで、困り事を多く訴えられる世帯は少ないものであったという調査結果は非常にうれしく思っています。そういった家庭が少ないに越したことは本当はないと思っています。ただ、その調査結果をもってして、だからイコール士別には困っている人がいないということではもちろんないと思うんです。それはあくまで今回はコロナによっての、それによった影響を受けていないということも当然ありますし、コロナ禍、そしてコロナ禍ではないことも含めて、本市に困っている人は、ではそんなにいないんだねという認識で、これから様々な事業を組んでいただくのは非常に問題が生じるのではないかと思います。というのは、おかげさまで私もいろいろな立場の方とお話をする機会がございまして、例えばお名前があつたりですとか、そこそこに経済力をお持ちの世帯の方からすると、士別で困っている人なんかいないよということをやはり皆さんがおっしゃいます。ただ一方で、実際に困っている人もいるよねという声もたくさん私の耳には入ってまいります。

ぜひそういった観点からも、困っている、今回の結果によっては、家庭は少なかったねということは喜ばしいけれども、繰り返しになります、そういった家庭は士別にはないんだねという認識には、ぜひつながらないように御配慮いただきたいと思います。というところを含めて、その見解と、産後ケア事業から波及しました産院の件についてであります。

改めて、旭川の著名な産院が閉院になりまして、私も調べ直したんですけれども、この10年で13か所あった、助産所ではなくて産院です。13あった産院が6まで減っているんです、びっくりしました。私自身がそういう年齢ではなくなっているのでもちょっと疎くなっていたんですけれども、今回の質問は、閉院した産院によって影響を受けた人はいないですかとお話をさせていただいたんですが、実際、旭川の産院自体が非常に数が減っているということが士別の妊産婦さんに今、何か影響が起きていないかということ、もし何か御承知だったら加えて

教えていただきたいなと思います。

そして、置き勉の件についても再確認をさせていただきたいと思います。

2018年取り上げた際の9月の児童・生徒の携行品に関わる配慮ということで、私も1度させていただいておりますけれども、その後にG I G Aスクール構想といった形で今1人1台の端末という動きになっていることは御承知のとおりかと思うんですけれども。このタブレット、本市ではまだ持ち帰りという話にはつながっておりませんので、具体的な検討はきっとこれからだと思うんですが、全国的には持ち帰りをされている学校もありまして、そこがこのタブレット端末が重たいということが非常に問題にもなっているとも伺っております。

実際、本市ではC h r o m e b o o kです。C h r o m e b o o kを子供たちに扱わせているということで、うちの娘に、この端末とC h r o m e b o o k、どちらが重たいという話をしたら、C h r o m e b o o kのほうが重たいと。やはりそれが今後どういう形で学校で活用されていくのかにもよるんですけれども、もしこれが携行品という形につながってくるのであれば、そこも一緒に絡めて検討していかなくてはいけない課題になってくるのかなとは思っています。なので、それはまだこれからのもちろん検討ということにはなりますけれども、そこら辺の見解も、いま一度お聞かせ願えればと思います。お願いします。

○副議長（井上久嗣君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） 再質問にお答えします。

私のほうから、まず実態調査の件であります。

答弁でも申しましたように、多くの方が今回の調査では、やはり感染が心配だという声が多く聞かれたということで、総じて困り事はないというお答えをさせていただきましたが、実際に社会福祉協議会の部分だとか、それから、私どもの困窮者自立支援相談だとか、そういった部分の声もお聞きしておりますので、困り事というか、そういう困っている方が少なかったんだという、決して認識は、私自身は持っていないと思います。

ただ、今回のコロナに関しては様々なことで支援を、国もそうですし、市も支援をした中において、生活での困り事という中においても感染が心配されているという声を大きく聞いていたということのお答えでございました。なので、これらについては通常の場合よりも経済的にも含めてお困りになった方がいたことというのは、これは事実だと思いますので、今後も引き続きこういったことについても支援に努めてまいりたいと思います。

それから、産院につきましては、今、閉院になった産院のお一人については転院ということになったということでありまして、そのほか士別の妊婦さんが産院を探すときにお困りになっているとかという部分については、私どものほうとしては保健師のほうからも情報を聞いておりませんので、その辺は今現段階では大丈夫だと認識しています。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 三上部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） 再質問にお答えいたします。

先ほどの御質問の中で昨年度GIGAスクールによってタブレット導入。それによって、さらにこの持ち帰る携行品が重くなってしまわないかという御質問だということです。

このGIGAスクールによってタブレット、先ほどおっしゃられましたChromebookといったタブレットを士別市は導入しております。議員お持ちのタブレットから比べたら若干重いような形にはなっております。ただ、今後、先ほどの学習用具の部分のところですが、当然、学習用具の部分には教科書等も入っているといたるところです。今後、教科書についても、そういったタブレットを持ち帰るといふことになれば当然デジタル化という形も今後なっていく形になろうかと思えます。過渡期の部分はあるかと思えますけれども、最終的にはその分の重量は減っていくのかなど。だからといって、では、タブレットが増えた分と教科書の分、どうなんだというところは今後の検証になるかと思えますが、そのような形で推移していくと認識しておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 10番 村上緑一議員。

○10番（村上緑一君）（登壇） 第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

冬の暮らしを守る除雪対策事業について伺います。

今年の冬は温暖化の影響で降雪が遅い年になりました。11月下旬には、地域によっては大変な大雪となり、とても重たい雪、湿った雪が降りました。その後は雨になり、雪が解け、道路の浸水や河川の増水が見受けられました。このように近年の温暖化による水分を含んだ雪が多くなる中、今後の除雪への影響の考えと、本市の降雪、積雪はどのように推移しているのか。あわせて、气象台への測量要請についての経過も含めまして伺いたいと思えます。

次に、除雪事業者との安全対策についてです。

朝早くから多くの道路の除雪が行われ、子供の通学や通勤、病院通い、買物など市民生活には欠かせない道路の維持管理が行われています。現在でも交通面では雪が多くなると、交差点の角の雪で見えないことで車や人の往来に大変気をつけなければならない時期でもあります。交差点の除雪の考え、除雪事業者との安全対策についての考えを伺います。

また、市道の除雪管理距離が多いと聞いておりますが、現在までの管理距離の増減はあるのでしょうか。近年の農村部では離農が多く、利用の少ない道路の除雪がなされなくなったところも多く見かけます。除雪管理距離の削減はされてきているのでしょうか、伺います。

次に、除雪を行っている事業者についてです。

現在、何事業所の方々が除雪を行っていて、現在の除雪事業者の数で十分な除雪が行われているのでしょうか。除雪技能向上の取組や人材不足の現状についてもお聞かせ願ひます。

次に、燃料高騰による除雪事業費についてです。

10月8日の第3回定例会で令和3年度の除雪対策事業費5億1,860万円が可決され、除雪事業が進められています。燃料の高騰においては、コロナが抑えられて経済活動が動き出したことや油の減産も相まって世界的に燃料不足となっております。現在でも、日本の石油備蓄の放

出が決定されている中でも燃料価格は依然高い水準であります。今後の燃料高騰においては除雪事業費に影響が出ると思いますが、近年では除雪費の補正予算もないことから、余裕のある予算なのか、また、除雪事業者の努力が大きいのか伺い、12月の降雪が少ない中でありますが、今後の燃料高騰による除雪事業費への影響についての考えを伺います。

次に、流雪溝事業についてです。

市内の道路脇の雪を流雪溝に投雪して、安全で快適な冬の生活を過ごすための事業です。士別流雪溝管理運営協議会は地域住民により組織された協議会として、投雪ルールを定め安全な投雪を目的としています。流雪溝の運用は平成7年から開始され、今年で27年目を迎えました。日頃のメンテナンス事業も多くなるとは思いますが、流雪溝の耐用年数も含め、今後の管理費についての考えを伺います。

次に、流雪溝の市民の利用についてです。

市民の人口減少や高齢化により、空き店舗や空き家、空き地が増え流雪溝の投雪が行われていないところが目につきます。平成7年度から現在まで流雪溝の利用状況はどのように変わってきているのか。また、流雪溝の投雪が行われていない場所への対応、対策についての考えを伺い、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 村上議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、士別地区の過去5年間の降雪量と最大積雪量についてです。

平成28年度の降雪は534センチメートル、積雪は106センチメートル。29年度の降雪は855センチメートル、積雪は182センチメートル。30年度の降雪は633センチメートル、積雪は107センチメートル。令和元年度は降雪が432センチメートル、積雪は67センチメートル。2年度は降雪が660センチメートル、積雪は144センチメートルになっています。

また、積雪深観測所につきましては、本年1月に旭川地方气象台、3月に札幌管区气象台に対して設置に向けた要請を行ったところです。

続いて、温暖化による除雪作業などへの影響についてです。

今年については、あまり例のない1月、2月の降雨があり、温暖化による現象と推測をしているところですが、除排雪作業については大きな影響は受けておらず、道路上の融雪が進んだ状況においては、交通の妨げにならないよう雨水ますへの導水などの措置を取っています。

次に、交差点の除雪と事業者との安全対策についてです。

除雪作業時においては、交差点付近には極力堆雪しないものとしていますが、大雪の直後など見通しの確保が難しくなった場合には拡幅及び排雪作業で対応しており、学校、幼稚園、保育園、病院付近においては特に安全確保に努めています。

続いて、事業者との安全対策についてです。

毎月1回以上、除雪に関わる担当者会議を開催し、安全対策の周知徹底に努めているほか、コロナの影響によりここ2年は中止していますが、事業開始前に除雪安全管理研修会を士別環

境整備事業協同組合と実施をしています。

また、除雪技能の向上については、士別地域通年雇用促進協議会が主催をする建設機械作業レベルアップ講習会が例年開催され、除雪オペレーターの技能向上に取り組んでいるところです。

次に、除雪距離についてです。

令和3年度士別地区の除雪距離は、車道除雪距離が493.9キロメートル、歩道除雪距離が45.9キロメートルとなっており、毎年、除雪路線を見直し、過去3年間では7.7キロメートルの削減を行っています。

次に、除雪体制についてです。

除排雪業務については7社で構成している士別環境整備事業協同組合に委託をしており、十分な体制が組まれております。また、除雪作業従事者の高齢化は進んでいるものの、本市においては人材が不足する事態は生じておりませんが、近隣の自治体においてはオペレーターの不足が顕在化している状況がありますので、各事業者に情報提供を依頼し、状況把握に努めてまいります。

次に、今後の除排雪事業費についてです。

燃料価格の高騰が続いている状況ではありますが、現時点では現行予算での対応が可能と判断しています。しかしながら、燃料価格の上昇によっては、契約変更に伴う補正予算対応も視野に入れ、今後の動向を注視してまいります。

最後に、流雪溝事業についてです。

流雪溝の耐用年数については特段の定めはございませんが、毎年、点検調査による機械整備と管路の補修を行い、その費用は年150万円前後で推移していることから、今後も計画的に維持管理を行い、施設の長寿命化に努めてまいります。

次に、利用状況についてです。

平成7年の供用開始時には570戸の利用戸数がありましたが、27年目の今年は402戸であり、168戸の減少となっています。また、投雪が困難な高齢の方につきましては、今年度9軒の方が除雪サービスを利用しています。

次に、未投雪箇所への対応・対策についてです。

空き家、空き地の増加による未投雪箇所の増加については、所有者が把握できる箇所は投雪をお願いしているところであり、今後も未投雪の解消に向けて、国・道・市と流雪溝の利用者で構成する士別流雪溝管理運営協議会で取組を進めてまいります。併せて、国・道・市の道路管理者が流雪溝の利用促進を図ることを目的としたボランティア投雪を実施し、啓発に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 村上議員。

○10番（村上緑一君） 1つ再質問をさせていただきます。

今、流雪溝事業について、168戸の利用の減少がされてきているということで、やはり雪が残る状態。また、その中で、ボランティアの形の中で、週1回、月1回とか、そういう形で行われてきていると思うんですけれども。実際に滝川とか砂川でもこういったボランティア活動、官民連携の中で行われてきているんですけれども、道内でもこういった形の中でも、士別はこのボランティアは早い時期から立ち上げたのか。また、それも官民挙げてきたもののボランティア活動として行ってきたのかをお聞きしたいのですけれども、お願いします。

○副議長（井上久嗣君） 千葉建設水道部長。

○建設水道部長（千葉靖紀君） 再質問にお答えいたします。

流雪溝のボランティア投雪の関係でございます。

今手元に資料がないものですから、いつから始まったかという答弁についてはできないんですけれども、このいわゆる国・道・市の部分で共同で設置してきた経緯がございますので、その部分での道路管理者、それから、協議会の中での十分な考え方の調整の中で啓発を図るということの中で、投雪ボランティアを行っているところであります。

そして、今年度の取組としましてはボランティア、去年はコロナ禍でできない部分もあったんですけれども、去年も市のほうと国のほうは実施しております。道のほうが参加できない状況がありましたけれども。今年につきましても、そのような形で、また3つの道路管理者、それから地域の方と実施していきたいと思っておりますし。それから、その投雪に関わる部分につきましても、機械等が少し使えないかとかという部分も協議会の中でお話がありましたので、その部分も協議しながら使いやすい流雪溝という部分の中で取組を実施していきたいと考えております。

以上であります。

○副議長（井上久嗣君） 11番 丹 正臣議員。

○11番（丹 正臣君）（登壇） 通告に従い一問一答で質問をさせていただきます。

まず初めに、農家支援に対してお伺いする次第でございます。

我が士別市は一次産業を基幹産業として、道北の田園都市として今まで発展をしてまいりました。最近の社会は少子化、高齢化、人口減少、特に士別市においても国勢調査で5年間で10%の減少がなされたと。そういうことで、農業界においても高齢化の中にあって、後継者不足、担い手がなかなか進まない。さらには、この数年、農家戸数が1年に約20戸減少しているという状況に相なっております。こんなことで私は、将来の士別の農業がどうなるのかという心配をしているところでございます。しかしながら、今やっておられる若い農業者は離農地を集約しながら、規模拡大しながら、明日の農業を夢見ながらやっているというのもありますので、一方では安心感を感じている次第であります。

今年の農業状況については、市長の行政報告にもあったように、米については豊作でありました。しかしながら、夏場の異常高温、さらには干ばつ災害ということで、畑作野菜の所得が低下しております。さらには2年続いているコロナ禍にあって、食生活の変化から外食産業が

頭打ちで、農畜産物品の市場流通が滞っておられるという状況下であります。豊作であった米についても、今言ったような状況の中で在庫がかさみ、今年の米価が品種によっては10%から20%の減少が余儀なくされている、そんなような状況でございます。酪農界においても、今日、新聞に載っておりますけれども、生乳で5,000トンほど廃棄処分をする、そういうような厳しい状況であります。このような情勢下の中にあつて、士別市農業委員会、農協、さらには農民組織等々が今年度の農業状況を踏まえた中での意見書、要望書、要請書を市に提出されておりますけれども、それをどのような形で整理されておられるのか。そして、そのことに対する市の考え方をお聞かせ願うところでございます。

さらには今次、情報機関によれば、農政課題として、水田直接支払制度が今年運用の見直し並びに支払いの見直し等々が話題となっております。これはまだ決定をしているという認識はしておりませんが、向こう5年間の間に、それを整理するという事で今報道されておりますけれども、これらについても、直近、市長は全国のほうに出かけて、いろんな情報を収集しているとお聞きをしておりますけれども。これらについても、今まで私たちの農業界は3年に1回、4年に1回、冷災害。特に今年はなることがなかったんですけども、それを乗り越えながら今の士別農業があるという認識に立って、現場が混乱しないように、そして若い農業者がまだ少ない中で頑張っている、そういう実態を鑑みて、士別の市として農業者に立ち会いながら、これからの対策をどう考えているのかをお聞きする次第でございます。

まだこれは言うてはおりませんが、21年度の補正予算が近々発表されると言います。それは55兆8,000億円、これに農業対策、どのような形で出るか分かりませんが、コロナ対策を重点とした補正予算とお伺いしております。でありますから、これについても、農業者に対しても限りなく支援ができるような仕組みが取られるように、特に要請をいたしまして、この問題を終わりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 丹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、農業支援の考え方についてです。本年の農作業はおおむね順調に推移してきましたが、7月以降は全道的に記録的な高温、少雨が続いたことから、水稻以外の農作物は生育の遅延等が発生し、品質、収量共に平年を下回る状況となりました。また新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛やインバウンドの需要減少等が重なり、外食産業を中心に米をはじめとする農畜産物の消費が低迷するなど依然厳しい需要の減が続いています。このような中で、JA北ひびきをはじめ各農業組織を通じて、干ばつ被害による支援や担い手の育成確保、また有害鳥獣駆除対策等、多岐にわたる御提言、御要望をいただきました。

そこで本市の農業支援に対する考え方についてですが、干ばつ被害等については、JA北ひびきが実施する農業経営緊急支援資金の利子補給を行うため本議会で補正予算案の提出に向けて作業を進めているところです。また、各組織からいただいた御提言、御要望は、いずれも本市の農畜産業の発展には欠くことのできない重要なものと捉えています。今後も本市の財政状

況を踏まえて、早急に対応するもの、今後の検討課題とするもの、さらには、農業者、農業団体等の自主的な努力に期待するものなど見極める中で、国や道、JA北ひびき等の各関係機関とも連携し、本市農業を持続的に発展させていくため可能な限り対応をしていく所存です。

次に、水田活用の直接支払交付金の見直しについてです。

丹議員お話のとおり、米の転作助成の柱となる水田活用の直接支払交付金については、令和4年度から大幅な見直しを行うことが新聞等で報道されています。この間、本市としましては、報道内容について国や道へ問合せをしていますが、現段階で具体的な方向性は示されていません。報道等では、令和4年度から5年間で一度も水張りがされていない転作田を直接支払交付金の対象から除外するほか、飼料用米の複数年契約加算の廃止や牧草の戦略作物助成の単価の見直し等を検討しているとのこと。仮にこれらの見直しが行われた場合には、本市農業のみならず関係関連産業や市内経済にも大きな影響を与える懸念があります。

そこで一昨日13日に、私をはじめ奥山和寒町長、早坂剣淵町長、榎本JA北ひびき代表理事組合長、榎本てしおがわ土地改良区理事長とともに農林水産省を訪問し、武部、中村両農林水産副大臣及び農水省の農産局長に対して、多くの農業者から今後の経営不安と戸惑いの声が上がっている現状の説明と、地域の実情に即した総合的な支援策を講じるよう強く要請をしてきたところです。今後も国の動向を注視し、情報収集に努めるとともに近隣自治体や各関係機関と連携した対応に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 丹議員。

○11番（丹 正臣君）（登壇） 2つ目の議題といたしまして、公共施設マネジメント基本計画の進捗状況と今年から始まりました財政健全化実行計画との整合性について、お伺いする次第でございます。

このマネジメント計画についての質問は、何回かの会議の中で同僚議員から上がっております。それだけ重要視されている案件だと認識をしております。この基本計画の中身は申すまでもなく、25年間の長期にわたり20%の施設を統廃合していくという財政的な裏づけをもってスタートしたものであります。しかしながら、今年度から始まった財政健全化実行計画の策定によってマネジメント計画が実質解体計画、これ大きな役割、分野なんですけれども、5年間凍結をするということになりました。最初の1期9年間8%削減は、解体を含めてどのように計画変更になって進んでおるのかをお知らせいただきたい。そして、5年間凍結するということについては、これから止まるわけですから、今後この計画が25年が30年になるのか、その辺のことについてもお知らせをいただければありがたいと思っています。

承知のとおり、マネジメント計画は将来を見通して財政悪化が予想されるので、今のうちに長期にわたって対策を講じようというものであります。一方、財政健全化実行計画については、もうどうにもならないような状態になったんで、5年間の間にきちんとした対策を打たなければならないということで、今年が初年度であります。中身は申すまでもなく、5年間で31億数

千万円足りないので、それを市民の利用の軽減負担や、さらには市の職員の給与を抑えるだとか、そういうことで乗り越えようとしているものであります。申すまでもなく、市政の最上位の政策は総合計画であります。よって、このマネジメント基本計画と財政健全化実行計画、どちらがどうなのかという優先順位をきちんと示しながら政策を進める必要があると思っております。

私はここで、特に申し上げたい案件について述べさせていただきます。

ここ10年で市の小・中学校が閉校したりして多くの小・中学校がなくなりました。下士別小学校については解体は終わりましたし、武徳小学校については、企業が誘致という形なんでしょうか、企業が入ってきて使用されております。特に私の申し上げたいのは、士別西小学校と中多寄小学校がまだ利用なのか解体なのかはっきりしておりません。特に士別西小学校については市街地にある学校でありまして、景観上、環境上、私は憂慮に堪えない。計画を変更してでも解体か再利用をきちんとするのが必要でないかと考えております。

そして、中多寄小学校については、小さな、コンパクトな小学校であります。これについても10年来、何か再利用する方法がないのかということについて、市の当局もいろいろ知恵を出しているようではございますけれども、形として今何ら進んでいないというのが実態であります。どうかひとつ本気になって、予算が非常に厳しい状況ではございますけれども、見栄えのいいような形にするためにぜひ知恵を出し合って対策に当たっていただきたいと思っております。

マネジメント計画、財政健全化実行計画、中身はすばらしいですけれども、計画倒れになるようなことのないように、これが先だから、先ほど言ったように25年が延びてきたから凍結だとか、やむを得ない場合はやむを得ないんですけれども、今年の決算状況も昨日あったんですけれども、まあまあ赤字にはならないという状況での報告でありましたので、どうかひとつ市民に指摘されないように、士別市として体裁を取りながら、この政策を進めていくことを強く要望いたしまして、2点目の質問といたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

公共施設マネジメント基本計画は、公共施設の最適化、効率化、長寿命化の3つを柱とする基本方針の考え方にに基づき、時代の変化に対応した市民が必要とするサービスを将来にわたって持続的に提供できる取組を進めるものです。本計画は、計画期間が25年間という長期的な計画を3期に分け、具体的な数値目標として公共施設延べ床面積20%削減を目指し、とりわけ令和7年度までの第1期については削減目標を8%に設定しています。

この5か年間の経過としては、行政財産では、つくも青少年の家や西児童センターなど施設の統廃合に伴い解体、譲渡したほか、普通財産については旧ふれあいセンターや旧下士別小学校、旧武徳小学校校舎などを解体するなど、5年目に当たる3年度末見込みでは2.62%の面積削減を見込んでいます。

しかしながら、お話にありましたように、財政健全化実行計画においては、本年の第1回定

例会大綱質疑で谷議員にお答えしたとおり、財政健全化実行計画において7年度までの5か年間にわたり普通財産の解体を凍結していることから、削減目標の達成は難しい状況です。一方で、健全化実行計画においては、利用実績や市民ニーズの検証、創意工夫による効率的で効果的な事業の取組などから公共施設の管理運営や事務事業の見直しを図っています。こうした動きの中で行政財産としての用途を廃止した施設についても、新たな指標である休止面積として区分し、これまでの解体面積と合わせて削減面積として取り扱うものとし、延べ床面積20%の削減目標を維持していく方針で検討を進めているところです。このほか積極的な未利用財産の売却や特定遊休財産による譲渡などを進め目標達成に努めてまいります。

なお、上位計画の考え方については、士別市まちづくり基本条例において総合計画を最上位計画として位置づけているところであり、最上位計画の総合計画と公共施設マネジメント基本計画との関連性については、総合計画にマネジメント基本計画に基づく取組を見込むことで実効性を確保し連動させているところです。

次に、特定遊休財産の取扱いについてです。

特定遊休財産の制度運用については、令和元年度に士別市企業立地促進条例を改正する中で利活用の可能性が高い施設を指定し、利用者を募集しているところです。これまで旧武徳小学校の体育館をOMEGAファーマーズに無償貸付けしており、令和4年度において譲渡する予定となっています。

今年度においては、旧中多寄小学校、旧西小学校、旧競馬場跡地の3か所を特定遊休財産に指定し公募を行ったところ、各物件に応募があったところです。現在、応募企業の信用調査を行っているところであり、この結果を踏まえ事業の実現可能性などについて審査委員会において協議する予定となっています。また、公募物件のうち旧小学校については廃校となってから一定期間が経過していることから、施設の傷みも生じてきているところです。今後においても、安全面に配慮した維持管理に努めながら特定遊休財産等の制度を活用した財産の有効な利活用に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 丹議員。

○11番（丹 正臣君）（登壇） 最後の質問であります。指定管理のあり方についてお伺いをいたします。

公の施設の運営を全て行政、市がやるのではなくて、民間の活力を導入することによって雇用が生まれたり、市民の利用が高まったり、サービスが向上するという事で指定管理をしていただいております。現在、指定管理は13の施設があります。指定期間は、それぞれの施設によって、契約時によって3年等々で契約を結んでおられるわけでございますけれども、指定管理料も契約時になっておりますが、この指定管理料は現在13施設で、令和2年度で約2億7,000万円、そして追加を含めて2億8,000万円となっております。令和3年度の予算額では約2億7,000万円。約1,000万円の減少となっておりますが、これは閉鎖したり、いろいろなこと

が想定されるんでありますけれども、今年度から始まっている財政健全化実行計画の削減要請をしたり、いろいろな工夫がされて減額になったのか、その辺のことについてお知らせをいただきたいと思います。

そして、これは3年契約ですから、契約額がその都度変わるということにはならないと思うんですけども、減額、管理料の変化はあるのかなのか。

次に、今年度の予算時において、承知のとおり、体験交流工房の～むの運営が諸種の事情により市直営となりました。そのことについて、市直営になったのと、指定管理で行ってきたとの関わりの形の中で、市民、利用者がどのように評価し利用されているのか、お聞きをするわけでございます。聞けば、混んでいて順番待ちだという状況も聞いておりますけれども、その辺の調整だとか、いろいろ利用者によっては、今まで自分たちがやっていたけれども、市直営になったんで、不利だとか不備な点があったり、そういうような話があるのかなのか。今後の見通しについてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、日向温泉についてですけれども、昨日、大西議員からの質問の中で、おおむね新しい年度に向けて今やられようとしている業者との話合いもあって、新年度にはオープンできるということでございますので、私はこのことについての答弁は求めませんが、限りなくスムーズになるように願う次第であります。そして併せて、農協が40年余にわたって関わりを持ってきた日向温泉でありますけれども、この機会に日向温泉とスキー場、そして下にある森林公園、その中にあるキャンプ場を一体化した中で日向の観光を考えるべき時期にもなっているんじゃないだろうか、そんな思いをしておりますので、その件の所見をお聞きし、一般質問を終わります。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、財政健全化実行計画と指定管理料についてです。

丹議員のお話にありましてとおり、財政健全化実行計画では、公共施設の最適化に向けては施設の管理運営事業費10%の削減を掲げています。指定管理施設については、施設管理の基準となる要求水準にのっとり収入と費用から指定管理料を積算しており、要求水準の範囲で指定管理者のノウハウを生かし、維持管理手法を見直すなどのコストの縮減に努めているところです。

令和3年度の協定においては、サイクリングターミナルの9月末での休止や大和牧場の管理牧区の変更などにより公共施設の最適化による見直しを反映したほか、その一方で新型コロナウイルス感染症の影響により平常時の売上げを見込むことが困難な中、各指定管理者とは様々な経営努力を講じていただく中で協定に至ったところですが、3年度決算見込みとしては対前年度決算と比べ5%の減にとどまる見込みです。

本市の指定管理施設は感染症の影響を受けやすい観光レクリエーション施設が多いことから、今後の感染症の情勢を注視しつつ、引き続き財政健全化実行計画に掲げる目標に向けた取

組を進めてまいります。

次に、士別市農畜産物加工体験交流工房の～むの現状についてです。

の～むは平成21年4月の供用開始から令和2年度末まで士別市農畜産物加工体験交流工房運営協議会が指定管理者として管理運営を行ってきましたが、昨年9月に同協議会から3年度以降の指定管理を受けられないとの申出を受け、本年4月から市の直営により管理運営を行っています。本年4月から11月末までの利用状況としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を受け臨時休業日を設けたことから、昨年と比較し利用日は41日少ない65日、利用人数は87人少ない235人となったところです。今後の在り方については、4年度も直営により管理運営を継続する中で、同年度内には公共施設マネジメント基本計画の基本方針である最適化の視点等を踏まえ施設の在り方を検討してまいります。

次に、日向保養センターの観光施設としての考えということであります。

日向保養センターは市民の交流活動の推進、健康増進と余暇活動の充実を図るための交流型観光レクリエーション施設と位置づけられています。平成25年の改築後、徐々にリニューアル効果が薄まり入館者の減少、レストラン、宴会の利用者減少が続き厳しい経営状況にあります。これまでも日向温泉地域一帯は観光ゾーンであるとの認識の下、集客を図ってまいりました。今後、指定管理者との協議が必要となると考えておりますが、日向温泉、スキー場、キャンプスペースを一体的に利用することによる相乗効果創出の視点をより強く取り組む中で運営し、経営改善と併せて観光施設としての機能強化を図ってまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時53分休憩）

（午後1時30分再開）

○副議長（井上久嗣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

12番 国忠崇史議員。

○12番（国忠崇史君）（登壇） 一般質問を行います。

まず第一のテーマとして、市長の経済政策について取り上げます。

質問通告の中で、日銀が国債を発行するののかという問いは間違いでして、国が国債を発行して日銀に引き受けさせるということです。

それでは、本題に入ります。

渡辺市長は議員時代最後の大綱質疑で、当時の牧野市長に対して、市長会等を通じて国に国債発行を働きかけないのかという話題を取り上げています。市長となった今、この件について、

どのように考えていますか。

長期間のデフレが経済不況の主因であるという認識は私も賛成だし、緊縮財政が新自由主義と結びついて社会的コストの削減など最悪な循環を生むことも同じように思います。ましてやコロナ禍において一律10万円支給など財政出動の機会は増えています。ただし、国債を発行して通貨をたくさん流通させるという、いわゆるMMT理論、モダン・マネタリー・セオリーの考え方は、一つには成功例がないということ。ちなみに公共事業を通して有効需要を創出したアメリカ合衆国のニューディール政策は、固定相場制において可能であったこと、あるいは結局、戦争によって活性化したことが挙げられます。

2点目として、日本はアウタルキー、自給自足の経済ではなく世界経済の中に組み込まれている点から、日本だけの国債発行では国債利回りと円相場の暴落リスクがあります。円の国際的信認に関わる話なのです。現代では円相場の上下で振り回される企業は多いので注意が必要です。

以上の点からMMTは実現が難しいものではないでしょうか。また、2%のインフレが起こるまでという限定的実施でもハイパーインフレにつながらない保証はないということを指摘しておきます。人為的に調整できるかは難しいものだし、下世話な話ですが、日本の場合、ヨーグルトや歯磨きが典型的ですが、価格は同じで量を減らすという企業が多く、単純な値上げを避ける傾向があります。つまり、デフレという現状認識も賃金に限った賃金デフレというのが正しいのではないかと私は思います。ともあれ、こういったリスクを冒してまで実行を考えるのは市長のどういうこだわりなのでしょう、お答えください。

次に、地域通貨についてです。

これは大西議員、苔口議員と少し重なるので端的にお伺いします。

市長の経済政策は外貨を稼げる地域経済をつくり上げるというもので、域内については地域循環分析を行った上で地域通貨の導入へというものに任期前半を使うというものです。しかし、考えてみれば、福祉灯油などが典型的ですが、やはり日本円で支給というのが現実です。地域通貨は私も考えたことがあります、徐々にかつ無限に範囲を広めていかないと成り立たないものであります。サフォークポイント、サフォカの導入はすばらしいんですが、加盟する市町村をやがては広げなくてはならないし、チェーン店などのポイントカードと合併したり、いろいろ方法があるのではないのでしょうか。今回は取りあえずこの点、市内経済界に理解はあるのか。あるいは市民の中に賛同する意見は多いのか、取りあえずお伺いするものです。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答えいたします。

まず経済政策と国債発行に対する見解についてです。

新規国債の発行については、国が実施する様々な対策を予算化する上で国が判断し措置する財源調達の手法のひとつとされています。議員お話しのとおり私は、昨年第4回定例会一般質問において、国債発行に対する牧野前市長の見解をお伺いいたしました。我が国は25年ほどに

わたるデフレ化であり、加えて、コロナ禍による社会経済活動の制約や感染症対策などにより必要な財政出動はちゅうちょなく行われなくてはならず、経済を立て直すための新規国債発行は必要な局面であるという考えに変わりはありません。

また、地域経済に関しては、何よりも地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の確保と地方団体の実情に応じた柔軟性の高い交付金などの財政措置が必要と考えており、さきの第3回定例会の一般質問の答弁でも申し上げましたが、去る10月20日の北海道市長会秋季大会において国に対する地方団体独自の経済対策に向けた措置をはじめ、一般財源の総額確保のための要望を行ったところです。今後におきましても、市民の命と暮らしを守るため様々な機会を通じて、社会経済活動と地域経済の回復に向けた財政運営など総合的な対策を国に求めていく所存です。

次に、MMT理論についてです。

現代貨幣理論と呼ばれるMMTはマクロ経済学の一つであり、これまでの主流派経済学と相反する考え方であり、近年は国会においても様々な議論がされています。また、与野党問わず勉強会も開催されている状況にあり、その動向については注視をしているところです。

市議会において、この理論の提唱者による仮説部分の言及はなじまないと考えてはいますが、事実とそれに基づいた私の見解を申し上げます。

現代の日本の通貨制度は、金本位制ではなく管理通貨制度であります。通貨当局が通貨の発行量により、物価の安定、経済成長、雇用の改善などを図る制度です。通貨については信用創造により発行されるため、市中銀行で企業、家計、もしくは政府がお金を借りたとき、信用創造により実体経済内の通貨量が新たに増える仕組みとなっています。すなわち返すことにより新たに発行された通貨が消滅するということとなります。つまり国債の発行による性質支出も信用創造による通貨の発行であり、このことは日銀が発表しているマネーストックの公表データで確認することができ、昨年の1人当たり10万円の特別定額給付金が支給された際の公表データは12兆円ほど増えたことが確認できます。また、当然ながら、この国債発行による12兆円の通貨も返すことでなくなるということになります。このことから政府がこれまでに発行した国債発行残高1,200兆円を返すということは、実体経済から同額の通貨が消滅するということとなります。この行為が正しいと見るのか、正しくないとするのかということだと思います。

MMTについては国民の間でも多くの議論がされていると認識しておりますが、正しい情報が少ないとも感じているところです。議員お話しのとおり、日本は変動為替相場制である以上、円相場に上昇リスクも下落リスクも伴います。しかしながら、自国通貨を持つ国で、自国通貨建ての国債しか発行しておらず、かつ変動為替相場制を取る国で、返済する能力があるのにしないという非自発的な財政破綻をした例は、世界各国と見て一つもなく、併せて、他の先進国と違いデフレである日本が、コロナ以降積極財政に転換している他の先進国を前にちゅうちょし続けることは、これまで以上に経済成長を止める要因にもなりかねない、そのように考えています。すなわち、さらに所得の低下を招くことであることから政府も分配に重視した

政策に転換しようとしているのだと考えているところです。

今後の日本の安定的な経済成長を促す政策として、大胆で柔軟な成長戦略が求められており、その成果が地方の活性化につながる要因であると考え、今後も地方から国に対して要請をしていく考えです。

次に、市内経済界の理解、市民の賛同についてです。

第3回定例会及び本定例会においても、私が目指す政策の考え方を申し上げいたしました。その際、資金を地域内で循環させる仕組みづくりが必要であり、一つの方策としてサフォークポイントなどを地域通貨として活用することが重要と御答弁したところです。議員のお話のとおり利便性を求めると、地域限定の地域通貨よりも、もう少し大きな枠組みで利用できたほうがよいという考え方もできますが、私が考える地域通貨は、疲弊している市内経済を活性化させるため、市外へ流出している資金を市内で循環させる仕組みをつくりたいと考えています。市内経済界や市民の受け止めについてはサフォークポイントのカード化に伴い建設協会にサフォークスタンプ協同組合理事長が出向き、会員加入のお願いをしたところ趣旨に御賛同いただき、建設関係で11社が加盟をしていただきました。また、サフォークポイント利用者も現時点では6,000人を超え、市内世帯数に占める割合は約7割となっていることから、その期待は大きいものと考えているところです。

市内経済が好循環をするためには、事業者、市民の皆様の趣旨の御理解と御協力が必要不可欠でありますので、丁寧な周知に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君） 再質問いたします。

MMT理論の件です。

分配を重視すると。今までよく言われたのが、トリクルダウンと、こぼれ落ちるものがどんどん下のほうに行くから、みんなよくなるだろうと。上がよくなれば下がよくなるみたいな話から、分配を重視すると岸田政権、安倍、菅よりは変わったと受け止めもできるんです。だから、つまり渡辺市長の持論に近づいた部分があります。ただ、何かいろんな審議会とかに、また竹中平蔵氏とか関わって結局はトリクルダウン説と変わらないという話もありますので、ちょっと注意が必要だと思いますが。要は、信用創造でお金が増えると。そこがちょっと本当にそうなのかと思うんです。私もどちらかというとMMT理論は、まあ面白いとは思いますが、信用創造で増えると言われたときに、ちょっと疑問があるんです。

信用創造で増えた分はクレジットカードのお金みたいなもの、何ていうんでしょうか、難しいんですけども、そこが分からない。信用創造で増えたと、もう少し詳しく説明してもらえますか。

○副議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 再質問に御答弁いたします。

信用創造についてということですが、これも今までは、要するに、例えば私が銀行からお金を借りますとなったら、銀行にある別の方のお金を借りているという、そういう概念だったんです。これがいわゆる金本位制のときの考え方です。ところが日本は今そうになっていないということで、もう数十年になりますけれども。昨年予算委員会か国会、どちらか忘れたんですが、そこでも日銀からの答弁で、完全に信用創造という答弁が出ていますので、これは間違いない事実だと思っています。ですので、そもそもお金自体に価値があるのではなくて、あくまでも貸した借りのデータでしかないというのが実情だと思います。

その理由の一つに、今、大体、日本に、いわゆるマネースtock、さっきお話しした実体経済にあるお金です。1,350兆円ほどあります。でも実際の現金は110兆円しかない。あとは全部デジタルデータということで、まさに預金通貨。現金通貨と預金通貨しかないんですけども、こちらのマネースtock側のほうは。ですので、多分、我々が考えていたのは、例えばマネースtockが1,350兆円あったら、その分の現物があるという認識だったと思うんですけども、全くそうじゃないということです。ですので、この2点から見ても信用創造であるというのは間違いない事実だと私は考えているところです。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君）（登壇） 2点目、子ども食堂について取り上げます。

実際に子ども食堂を手がけている方に伺うと、小・中学生の子供1人だけで飲食店に行っただけではいけないというルールがネックになっているとのことだったが本当にそんなルールはあるのか否かをまず伺います。実際に子ども食堂をやっている方って苔口議員なんですけれども、まず伺います。

子ども食堂の運営を考えると、最適なのは土曜日の児童館ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。その理由は、遊びに来る子と区別がつきにくく、あの子は昼御飯当たらない子のようなスティグマ、烙印を回避できる。もう一つ、現在、土曜日の児童館は閑散としていますので、やりやすいのではないかという提案です。

市として、土曜日に児童館を子ども食堂の事業者に開放する気はあるのかなのか、伺いたいと思います。よろしくお願いします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

子ども食堂は、一般的に子供やその保護者に無料もしくは低価格で食事を提供する場として、その活動は全国に広がっています。この活動は、東京都大田区において貧困により朝御飯や晩御飯を十分に食べることのできない子供たちがいることを知った事業者が自ら温かい食事を提供したのが始まりと言われ、主にボランティアで賄われ、近年は貧困対策だけの目的ではなく地域のコミュニティーの場として機能している食堂もあると認識しています。

そこで、子供だけで飲食店を利用する際のルールがあるのかとの御質問がありました。お話

のあった内容については、教育委員会、市のこども育成担当、防犯担当、教職員、PTAなどで構成している士別市青少年指導センターが青少年健全育成と非行防止活動の推進を目的として、校外生活の決まりの中で示しているものです。具体的には、児童・生徒の帰宅時間や外泊に関することをはじめ飲食店の利用、カラオケやボーリングなど遊戯場の利用について示しています。この中で、飲食店の利用について、小学生の場合は、レストラン、食堂は保護者と一緒に利用するようにと示しています。ただし、家庭の事情や状況によって子供だけで利用しなければならない場合は保護者の許可を得ることを求めているところです。また、中・高生についても、保護者の許可の下にレストランや食堂を利用することとしています。

このように一律に子供だけの飲食店の利用等を禁止しているものではなく、放課後や休日、さらには長期休業中などの過ごし方に関わって、青少年の健全育成、非行防止、防犯などの観点から各学校の決まりなども参考に推奨する生活や行動の指針として示しているものであり、保護者の判断と責任の下に、例えば子供たちだけで食事に行くことを認めることについて制限するものではありません。

次に、児童館での子ども食堂の運営についてです。

市の児童センターは、登録児童が通う放課後児童クラブと不特定多数の子供が自由に利用できる児童館機能を併せ持つ施設であり、昼食についてはいずれもお弁当を持参していただいています。児童センターでは特別な場合を除き、トラブルを防ぐため現金の持込みを小学校と同様に原則禁止としており、仮に児童センターで子ども食堂を行うとした場合、公平性の観点からも食事の提供は無料が望ましく、さらに小学生が1人で遊びに来ることのできる施設であるため、食物アレルギーや食事制限など子供だけでは判断が難しいことへの配慮も必要です。

これまで児童センターでの外部からの食事の提供は、昨年3月の緊急事態宣言下において、株式会社翠月様の御厚意により、子供向けお弁当の提供をいただきましたが、その際にも事前に食物アレルギー等の調査を実施する中、対応いただいたところです。

現在、事業所の方からの児童館の開放に関するお話を伺ってはいませんが、仮にそのようなお話があった際には、その目的や料金設定、食物アレルギーへの配慮等の内容をお聞きし、慎重に検討してまいります。なお、貧困等により食事が十分に取れていない子供への対応については、学校や児童相談所など関係機関と十分連携を図りながら引き続き適切な支援に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君） 公平性という言葉が出ましたのでお伺いしますけれども、一般の弁当を持って来館する子供と子ども食堂を利用する子、仮に児童館がその場所になった場合に公平性が問題になると。子ども食堂を利用する子供とお弁当を持ってくる子供、公平性だと言うんですけれども、でも昼御飯当たらない子と、当たらないというか昼御飯が主要な栄養源になっている、平日は学校の給食とか保育園の給食がメインで、そこで栄養が取れているという子供と、

それから、一応3食、親が用意してちゃんと取れている子供と、公平性も何もないと思うんです。それは公平とかスタートラインが全然違うんです。だから、本当に昼を用意してあげないと栄養が取れないんだという子供のことをもうちょっと考えてあげてほしいなと思います。

だから、この子ども食堂に関しての施策はどうも士別市は遅れているなど。言いにくいですがけれども、苔口さんがいろいろチラシを入れようとしても、教育委員会はお断り願いますみたいな感じだったりしていて、公平性を盾に児童館での実施に乗り切れないというのは、今の現状を考えると非常に遅いなと思います。いかがでしょうか。

○副議長（井上久嗣君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） 答弁の中で公平性ということを申し上げたのは、料金を、児童館で仮に子ども食堂を展開するということになった場合については無料が望ましいと。その根拠として公平性の観点と申し上げたものですので、子供たちの食生活の状況の公平性ということではございませんので御理解いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君）（登壇） 3つ目のテーマとして、アイヌ文化と士別市について取り上げます。

士別市史なり、口承、口で伝えた士別の歴史では九十九山の由来となった屯田兵の開拓から始めるのが通例となっていますが、それ以前にも士別の住人はいたのであります。アイヌ民族であります。ニシパコロという人については市史にも記述がありますが、それだけでなく、松浦武四郎、近世蝦夷人物史です。天塩日誌でありませんでした。松浦武四郎、近世蝦夷人物史に描かれたチュヒリカという女性であります。複数のアイヌ民族が確認できるわけであるから、どうも士別に小さな集落はあったようであるが、どこまで究明されているのでしょうか。今のどの辺がアイヌコタンだったのか。また、夏だけでなく冬もコタンは維持されていたのかどうか。分かる範囲でお答えください。

次に、最近、私はウポポイに行ってきました。札幌圏で随分ウポポイの宣伝はされているようで、札幌ナンバーの車が多く、人も多く詰めかけてにぎわっていました。さて、ここは国立施設であります。特徴的なのは、かつての博覧会などでの展示の反省からか、私たちアイヌは、という表現が貫徹されていることです。翻って本市のアイヌを見る視点も、彼らではなく、私たちに変わっていくべきではないかと思えます。つまり、アイヌ民族の生態とか人骨を提示していたかつての方法から、アイヌ民族が自己主張する空間へと変わらなければならないということです。

士別市立博物館などで、そういった展示形式を取ることは可能であるかどうか。まずこの点、お伺いしておきます。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

幕末の探検家であり、特に天塩川流域にも足を踏み入れ、北海道の名づけ親でもある松浦武四郎が安政4年、1857年に天塩川流域を踏査した際の記録を紀行文、天塩日誌として記していますが、その中で武四郎が士別を訪れた際のことが紹介されています。また、お話しのとおり、チュヒリカについて、同じく武四郎が記した、近世蝦夷人物史の中に記述がありますが、このチュヒリカは現在の士別市北町付近に当たる士別市の字ウツに居住し、子熊2頭を飼育しながら漁や狩りをして生計を立てていた一方、近所に住んでいた身寄りのない老婆や病気で動けない男性の世話をするなど心優しく、たくましい女性として紹介されています。

そこで、士別市におけるアイヌ民族の集落、いわゆるコタンがどの辺りにあったのかとの御質問がありました。天塩日誌によれば、武四郎が調査に訪れている際に、現在の中士別町基線の天塩川沿い辺りに当たるサツテクベツ、この場所を2度にわたって宿营地として利用したとされており、その付近にこの集落を取り仕切っていたニシパコロが居住していたとの記述があります。河川改修や農業土地改良事業等によって地域、地形が変わっていることなどもあり、多少正確性には欠ける部分もありますが、明治29年頃まで、その地に居住していたとされているところです。しかし、冬もコタンが維持されていたかどうかについては、残念ながら記述には残っていないなど確認ができない状況にあるため不明です。

次に、ウポポイにあるようなアイヌ民族に関する展示形式についてのお話がありました。

白老町に整備された民族共生象徴空間、通称、ウポポイは、アイヌ文化を復興、発展させる拠点として、また、将来に向けて先住民族の尊厳を尊重し、差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴として、昨年7月に国によって開設されました。現在、士別市立博物館では、江戸時代に士別に居住していたアイヌ民族の紹介や当時使用していた道具や衣服などと併せ、大正時代のものでされている士別のアイヌ民族の写真などの資料約30点を1階フロアの歴史展示コーナーで常設展示しています。また、近年ではアイヌ民族をテーマに、平成30年度には北海道命名150周年にもちなんで、武四郎が見たアイヌの世界と題した特別展を、また、令和2年度には、ウポポイの開業を記念した、アイヌ民族の歴史と文化展を開催しており、その中で松浦武四郎の事績を紹介するとともに、武四郎が記録した天塩川流域のアイヌの生活の紹介に加えて、アイヌ民族の歴史や文化に関するパネルと実物の資料展示を実施しました。

そこでお話にあった、私たちという表現での展示形式についてです。

先ほど申しあげましたように、ウポポイは民族の多様性や共生を象徴する空間としてアイヌの歴史や文化に特化した施設であり、そこには実際にアイヌの直系の方々もいらっしゃって、歴史、文化を紹介するなどのことが行われています。

一方、本市の博物館は、常設展示内での士別市の開拓前史コーナーの一部としてアイヌ文化を紹介しているところであり、ウポポイのようにアイヌ文化やその歴史などに特化しているものではなく、その内容や関わりもウポポイほど深いものではないことから、私たちという1人称での表現で紹介することは、現状ではなじみにくいものと考えています。

一方、このような博物館での展示以外にも、士別小学校が昨年度から北海道ふるさと教育・観光教育等推進事業の指定校となっていることを受け、アイヌについての出前講座を行うなど博物館学芸員が展示以外にもその活動に関わっています。また、本市出身の学芸員で国立アイヌ民族博物館の研究学芸部長を務められている藪中氏からも、本市博物館活動に関わって可能な限り協力いただけるとのお話も頂戴していますので、今後においても引き続きアイヌの歴史や文化等を学習する機会の確保・拡充や特別企画展示などの活動の充実を図ってまいります。

以上申し上げます、答弁といたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君） この問題に関心を持ったのは、私ごとですけれども、学生のときに石川県の金沢に行っていたんです。どこに行っても前田藩がどうのこうのとかとあるわけです。あるとき地元出身の友達から、その頃、士別ではどうしていたのと聞かれたんです。それで、あっと思っ。いや、その頃はアイヌの人がいたとは思うんですけれどもとしか答えられなかったんです。だから、そこら辺は資料を整備しなきゃならないという気はすごくするんです。

再質問なんですけれども、要は直系の人々がないというのは、そのとおりだと思うんです。だから名寄の北国博物館は、直系、北風磯吉さんがいて、それで非常にアイヌ文化も収集なんかもされていたし、展示も充実している。中学校の副読本の、アイヌ民族：歴史と現在にも、一番後ろのところにアイヌ資料を展示している博物館等で北風磯吉さんの事績がある名寄の北国博物館が紹介されています。

だから、要は士別市も地元にいたことはいたんだから、何か資料を展示して、このラインナップに入るべきだということが言いたいんです。なかなか直系の人がいないということは、今もう士別市では、いわゆるアイヌ民族だという人は確認できないということであるんですか。それとも何か直系の人が名のり出ないというか、そういう事情があるんですか。いかがでしょうか。

○副議長（井上久嗣君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） 国忠議員の再質問にお答えいたします。

お話がありましたように、歴史、史実的な部分も含めまして、私ども博物館の中で確認できている範囲は、先ほど申し上げましたように展示もさせていただいております。北国博物館はそういった事実確認もされている、あるいは直系の方がということでもありますので。博物館協会等々の部分ですとか、あるいは、先日ウポポイの中で展示していたパネルは外されたそうですけれども、その中では名寄博物館は出ているけれども士別の博物館が載っていないという、そういう状況もあったそうです。

ただ、その辺りも、言わばこの博物館関係の団体であれば、アイヌ民族に関するところでの理解といいますか、押さえ方、把握の仕方が、それこそ線引きじゃないですけれども、どの程度というところで判断されたのかなと思っています。

最後にお話しのありました、そのアイヌの直系の方について、これ正直言って分からないと

いう状況です。言わばいらっしゃるということが確認できていないということですので、そこは私どもも今のところたどりようが、これはないのかなと。これはある意味、いろんな方の思いもありますから、そこはある意味尊厳として捜すようなことは逆にすべきではないと思っていますし、そんな中で確認ができていないと御理解をいただきたいと思います。

引き続き、今お話しのあったようなこともそうですし、あと来年ですけれども、士別市の郷土研究会が例えば兼内にありました武四郎が踏査した記録、それにはアイヌも関係してきますので、そういう部分だとかも含めて、今の掲示板、見づらくなっているものを直していただけるような話もありますので、そういう団体と、それから行政も連動しながら、きちんと歴史、特にアイヌがいらっしゃったということは間違いなくありますので、それを押さえて今後も臨んでいきたいと、このように思います。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時09分散会）